



財務省資料

適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

- **複数税率の下**で、事業者が消費税の仕入税額を正確に計算するために**必要不可欠な仕組み**。

〔従来の請求書（単一税率）〕

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△
●年■月分 請求金額	43,200円
■月1日 割りばし	540円
■月3日 牛肉	5,400円
：	
合計	43,200円

〔適格請求書（インボイス）イメージ〕

R5年10月～

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△ (T1234…)
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛肉 ※	5,400円
：	
合計	43,600円
10%対象 22,000円 内税	2,000円
8%対象 21,600円 内税	1,600円
※は軽減税率対象	

【追加の記載事項】

- ① **登録番号**
- ② **適用税率**
- ③ **消費税額**
- ④ **軽減対象品目である旨**

取引総額が分かれば仕入税額が計算可能

- 取引慣行上の請求書等で対応可能であり、税法で特段の**義務付けは不要**。
- 結果的に、免税事業者が交付する請求書等でも**仕入税額控除が可能**。

仕入税額を正確に伝える仕組みが別途必要

- 請求書等に「売り手」が**適用税率・税額を別記**することを**義務付ける必要**。
- 事後検証ができるよう、交付した請求書等の**保存**を「売り手」にも**義務付ける必要**。
- 税額計算や納税の義務が**免除される**小規模事業者にこれらの義務を課すことは不可（→免税事業者からの仕入れについては**控除できない**）。
- 「インボイスを作成できる者」が作成したものなのか簡単に確認できるようにするための**登録番号が必要**。

インボイスと免税事業者の取引

【事業者間（BtoB）取引】

免税事業者⇒簡易課税の事業者

インボイス不要

簡易課税の事業者（課税売上高5000万円以下）は、インボイスの保存がなくとも控除が可能

課税事業者の4割弱は簡易課税事業者

免税事業者⇒本則課税の事業者

経過措置により、免税事業者からの仕入れについても、制度移行後、

- ・ 当初の3年間は**8割**、
 - ・ その後の3年間は**5割**
- は仕入税額控除が可能。

【対消費者（BtoC）取引】

インボイス不要

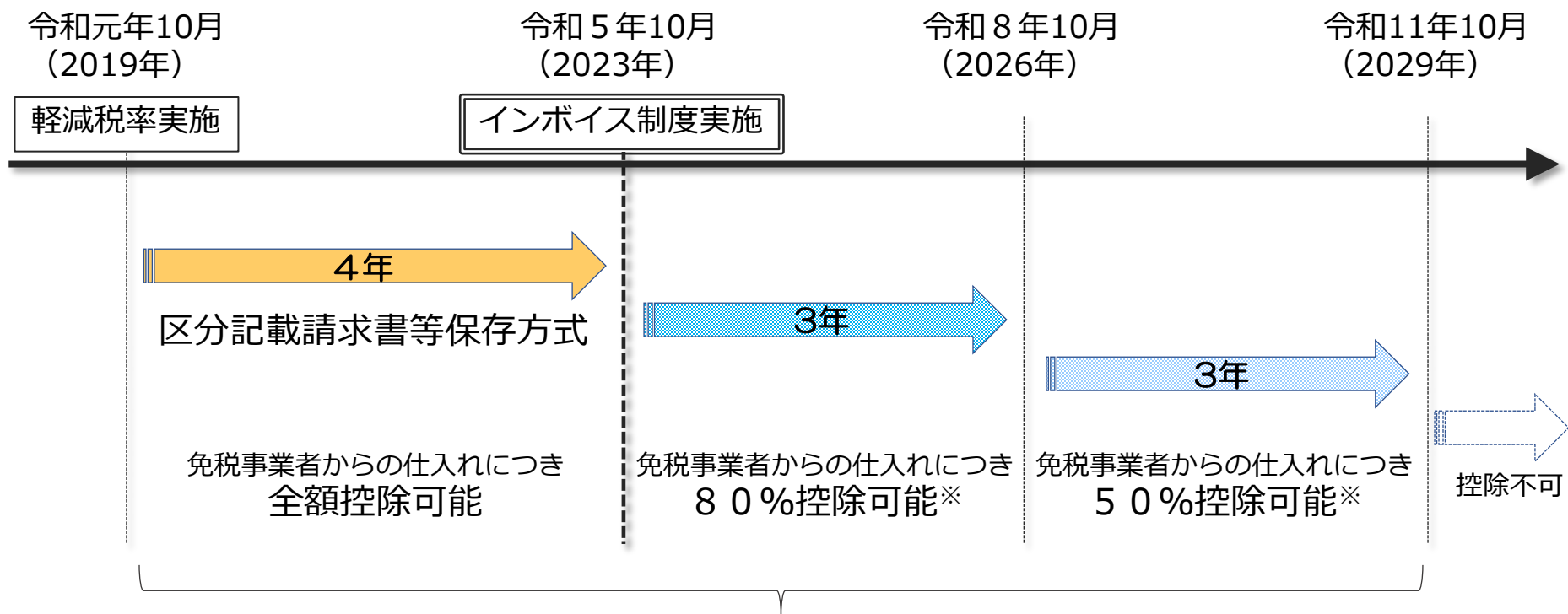
消費者との取引はインボイスの交付が不要
→ インボイス制度移行の**影響を受けない**取引

売上高1千万円以下の事業者が行う取引のうち
約6割が消費者との取引

(参考) 非課税取引が多い事業者（金融、保険、医療、介護、不動産等）との取引では、現行制度でも控除対象外。

インボイス制度への円滑な移行のための経過措置について

- インボイス制度への円滑な移行のため、免税事業者や消費者などの適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れについて、制度実施後3年間は仕入税額相当額の80%を、その後の3年間は仕入税額相当額の50%を控除可能。



インボイス制度への円滑な移行のため、10年間の経過措置期間を設けている
(免税事業者はこの間に、課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を検討)

※ 仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と本経過措置の適用を受ける旨（8割控除・5割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要